

第1節 豊かな自然環境の保全とふれあいの確保

1 北九州市生物多様性戦略の推進

平成22年11月に「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」を策定しました。「都市と自然との共生」（都市のなかの自然・自然のなかの都市）を基本理念に「5つの目標」と「5つのリーディングプロジェクト」で施策を展開しています。

- ① 多様な自然環境の保全→地域固有の生態系の保全と利用
- ② 市民が育む自然→自然環境に精通した人材の育成
- ③ 身近に自然を感じる都市づくり→響灘・鳥がさえずる緑の回廊による響灘埋立地の緑の創出
- ④ 市民と自然とのふれあいの推進→里地里山の持続的な利用
- ⑤ 自然・生物に関する情報の整備→自然環境調査の実施とデータベースの構築

同戦略は、市民、NPO、学識経験者、事業者及び市で構成された「北九州市自然環境保全ネットワークの会（通称「自然ネット」）」が、進行管理しており、平成23年度には、講演会やエコツアーの開催などの活動に取り組みました。

2 響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本構想

本市では、産業用地である若松区響灘埋立地区において、自然の創成を図り、産業と自然との共生を目指す「響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本構想」を平成17年6月に策定しました。本構想は、響灘埋立地に、市民・NPO、団体、事業者、市が連携して、自然の創成や自然とのふれあいの場の創出などを図るものです。

●「緑の回廊づくり」（道路沿線緑地の整備）

・「響・どんぐり銀行」（平成17年度～）は、どんぐりの種から苗木を育てる仕組みで、平成23年度にはどんぐり拾いに小学校7校が参加し、育苗に小学校7校、市民142名、13事業者、NPO等3団体が参加しました。

・「鳥がさえずる緑の回廊植樹会」（平成17年度～）は、国道495号沿道にシイ、カシ、クヌギなど苗の植栽を行うもので、平成23年度までに7回の植樹会が開催され79,000本を植樹しました。平成23年度は響灘ビオトープ横に13,000本を植樹し、約1,500名が参加しました。

●「緑の拠点づくり」（拠点となる緑地の整備）

平成17年度に緑地整備の基本計画を策定し、平成22年5月に、緑地を「響灘ビオトープ」として仮オープンして、一般市民を対象にエコツアーを開催しました。



3 環境首都 100万本植樹プロジェクト

「環境首都 100万本植樹プロジェクト～（愛称）まちの森」は、環境モデル都市の第1号の取組として、平成20年10月にスタートし、「みんなで植えれば100万本！」を合言葉に、市民・企業等様々な主体が市内各地に植樹を行っています。平成23年度（平成24年3月末時点）は、100,247本もの苗木が市内各地に植樹されました。

プロジェクト推進組織として、市民、企業、NPO、行政からなる「みどりネット」を創設し、また、まちの森のホームページを開設して情報発信しています。

4 曽根干潟の保全と利用

本市では、平成11年3月に「曽根干潟保全・利用計画」を策定し、「自然環境と人間活動の共生」を理念として、曽根干潟の環境に配慮しながら干潟を利用することとしました。また、干潟の保全及び状況の把握のため、平成7年度より曽根干潟の環境調査を実施しています。

5 自然環境の保全と都市部の緑の創出

●北九州市「緑の基本計画」

「緑の基本計画」は、「環境首都を目指し」、「うるおいとにぎわいのある緑のまちづくり」を進めていく上で重要な役割を担う緑に関する基本的な考えをとりまとめたものです。この計画は、「パノラマの緑とまちの緑がいきづく環境首都・北九州」をテーマとして、「環境首都の魅力」「健康・生きがい」「安全」「協働」の4つの視点に基づき、計画の目標年次を平成32年と定めて、緑のまちづくりや公園づくりなどの施策を展開します。

●緑の保全と活用

自然環境に恵まれている区域の景観を保護し、周囲の環境と開発の調和をはかり、快適な生活環境をつくるため、風致地区の指定（15箇所 12,870.7ha）や、都市の中での良好な自然環境を形成している樹林地や水辺地について、特別緑地保全地区の指定を行っています。（17箇所 83.3ha）

また、平尾台などのすぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図っています。

●緑のネットワークづくり

緑の多様な効用を用いて都市景観の向上と市街地の活性化をめざした緑のネットワークをつくります。

公園、街路、河川等の公共施設で緑化の充実（昭和47年度から現在までの累計で約500万本の植樹）や「緑地協定」「工場等緑化協定」などを通して地域ぐるみで民有地の緑化を進めています。また、平成5年度に「北九州市花の総合計画」を策定し、まちの個性と美しさを演出する花づくりを効果的に推進するため、花咲く街かどづくり事業など各種の事業に取り組むほか、緑化活動推進のための基金も創設しています。

●体系的な公園の整備

平成23年度末の都市公園の整備状況は、総数1,670箇所、総面積1,152.2ha、港湾緑地の整備状況は総数41箇所、総面積は49.0haです。

山田緑地の整備・「30世紀の森づくり」や勝山公園の整備・「21世紀の都心のオアシス空間」を行っています。

6 親しみのある河川の整備

●環境に配慮した河川整備

本市では、河川改修にあたっては、できる限り生態系の調査・分析を行い、良好な自然環境の保全・創出を目指すとともに、うるおいのある生活環境としての水辺づくりなどに取り組んでいます。





●市民参加型の河川整備

水辺を市民が自然とふれあう場として活用し、市民と行政が一体となって良好な水辺を維持していくため、事業の計画段階から市民の意見を取り入れる市民参加型の川づくりに取り組んでいます。これまで、紫川の「マイタウン・マイリバー整備事業」や板櫃川の「水辺の楽校プロジェクト」、撥川の「河川再生事業」等を行っています。

●ほたるのふるさとづくり

公共下水道の普及や河川整備等により水質が回復し、市民を中心にホタルの保護活動が熱心に行われた結果、市内の60以上の河川でホタルが確認されています。「ほたるのふるさとづくり」の取組では、水辺の改善だけでなく、環境学習や世代を越えた地域の結びつきを深めるものとして大きな成果を上げています。

7 臨海部の整備

●港湾緑地の整備

成熟社会に向けて、豊かな水辺や緑の空間を暮らしの中に生かすとともに、人間的なふれ合いや心ゆたかで魅力ある文化をはぐくむ環境づくりが求められているのを踏まえて、港湾の良好な環境を形成するため、港湾計画に港湾環境整備施設を位置づけ、緑地を整備しています。

(計画面積：197.4ha 平成24.3.31現在)

●新・海辺のマスタープラン

海辺を舞台に憩い・学び・遊ぶことのできる魅力ある海辺をめざして、平成23年5月に「新・海辺のマスタープラン」を策定しました。海辺の施設整備や、訪れるきっかけづくりとなるイベントの実施、情報提供など様々な施策を実施しています。



響灘2号緑地

8 里地里山の保全と利用

●森林

本市の森林面積は18,701haで市域の4割を占め、林業生産活動、水資源のかん養、国土の保全、市民の森林レクリエーションの場などとして利用されています。この森林を健全に育成するため、森林の保育や、林道などの整備を行っています。

●農地

農地は農産物の生産のみならず、「水源かん養」、「景観保全」など多面的な機能を有しています。農業上の利用を確保すべき土地として、1,415haの農用地区域を指定し、優良農地を確保しています。

9 自然とのふれあい講座の開催

北九州市環境基本条例及び北九州市生物多様性戦略に基づき、市民が市域に生息する希少な野生生物や、豊かな自然環境とふれあう機会を創出するため、エコツアー（自然環境講座）を開催しています。平成23年度は、市民団体と協働して実施する響灘ビオトープエコツアー、カプトガニ産卵観察会やNPO主催のエコツアー「ウォータースクール」等が開催されました。



響灘ビオトープエコツアー

第2節 安心して暮らせる快適な生活環境の確保

1 北九州市公害防止条例

本市では法を補完し地域の実情にあった公害防止に取り組むため、昭和45年4月に北九州市公害防止条例を制定しました。

2 公害防止計画

公害防止計画は、公害が著しく、公害防止施策を総合的に講じる必要がある地域等について、都道府県知事はその施策を定めるものです。本市では、昭和47年度と同計画の策定を受け、施策を講じてきた結果、地域の環境質は大きく改善されました。しかし、周防灘の水質汚濁など対処すべき課題も残っており、平成23年度に第8期公害防止計画が策定されました。

3 大気環境の保全

本市は、大気汚染の状況を把握するため、二酸化いおう、二酸化窒素などの物質を14箇所の一般環境大気測定局及び5箇所の自動車排出ガス測定局で常時監視を行っています。

環境基準が設定されている11項目のうち、平成23年度は光化学オキシダントが全測定局で環境基準不適合でした。光化学オキシダントの環境基準達成率は全国的にもきわめて低く、全国の一般環境大気測定局1,150局（平成22年度）のうち環境基準を達成したものは0局です。

大陸からの大気汚染物質の移流など広域的な汚染に対応するため、工場・事業場のばい煙等の規制監視に加え、国への要望並びに福岡県や国立環境研究所と連携した調査などを実施しています。

●測定結果

●ベンゼン等4物質

4測定局でベンゼン等4物質を測定したところ、すべての測定局で環境基準に適合していました。

●アスベスト

5測定局で大気中のアスベスト濃度を測定したところ、全測定局の年間平均値は0.06本/ℓと低い数値でした。

●発生源対策

ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制等を定めた大気汚染防止法や北九州市公害防止条例に基づき、工場・事業場に対して、大気汚染物質排出の規制・指導を実施しています。

◆大気汚染に係る環境基準適合状況の推移（二酸化いおう等6物質）

区分	項目	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		適合局 測定局数	適合率 (%)	適合局 測定局数	適合率 (%)	適合局 測定局数	適合率 (%)	適合局 測定局数	適合率 (%)	適合局 測定局数	適合率 (%)
一般環境 大気 測定局	二酸化いおう	14/14	100	14/14	100	14/14	100	14/14	100	14/14	100
	二酸化窒素	14/14	100	14/14	100	14/14	100	14/14	100	14/14	100
	一酸化炭素	1/1	100	1/1	100	1/1	100	1/1	100	1/1	100
	浮遊粒子状物質	1/14	7	14/14	100	14/14	100	3/14	21	0/14	0
	光化学オキシダント	0/14	0	0/14	0	0/14	0	0/14	0	0/14	0
	微小粒子状物質	—	—	—	—	—	—	—	—	0/1	0
自動車 排出ガス 測定局	二酸化窒素	4/5	80	5/5	100	5/5	100	5/5	100	5/5	100
	一酸化炭素	5/5	100	5/5	100	5/5	100	5/5	100	5/5	100
	浮遊粒子状物質	0/5	0	5/5	100	5/5	100	0/5	0	0/5	0

(注) * 適合状況は長期的評価によるものである。(光化学オキシダントは短期的評価によるものである)。
* 微小粒子状物質は、平成23年度から測定開始。

◆大気汚染に係る環境基準適合状況の推移（ベンゼン等4物質）

項目	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	適合局 測定局数	適合率 (%)	適合局 測定局数	適合率 (%)	適合局 測定局数	適合率 (%)	適合局 測定局数	適合率 (%)	適合局 測定局数	適合率 (%)
ベンゼン	5/5	100	5/5	100	5/5	100	4/4	100	4/4	100
トリクロロエチレン	5/5	100	5/5	100	5/5	100	4/4	100	4/4	100
テトラクロロエチレン	5/5	100	5/5	100	5/5	100	4/4	100	4/4	100
ジクロロメタン	5/5	100	5/5	100	5/5	100	4/4	100	4/4	100

(注) 測定局は一般環境大気測定局3局(北九州観測局、企救丘観測局、若松観測局)及び自動車排出ガス測定局1局(西本町測定所)の計4局。
平成18年度から21年度まで、上記4局に自動車排出ガス測定局の門司測定所を加えた計5局で測定を行った。

4 水環境の保全

(1) 水環境の現況

本市の公共用水域における水質の状況は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ排出基準の設定や瀬戸内海環境保全特別措置法等に基づく工場・事業場に対する規制、さらには公共下水道の整備等の施策の実施により、改善されています。

●河川

健康項目は、海水の影響を受け基準を超過したほう素及びふっ素を除き、カドミウム、全シアン等の25項目について、全環境基準点で環境基準に適合していました。また、生活環境項目のBODは、全環境基準点において環境基準に適合していました。要監視項目は、全マンガンが2地点、海水由来によりウランが4地点で指針値を超過しました。

●湖沼(ます淵ダム)

健康項目のカドミウム等26項目や生活環境項目のCODや全燐は、環境基準に適合していました。また、要監視項目は、クロロホルム等27項目について、指針値以下でした。

●海域

健康項目は、PCB、ふっ素及びほう素を除く24項目について、全地点で環境基準に適合していました。生活環境項目のCODは、S-1を除く6環境基準点で環境基準に適合しており、全窒素及び全燐は、環境基準に適合していました。S-1(周防灘)については、閉鎖性水域である瀬戸内海の一部であり、植物プランクトンの増殖や底泥の巻き上げがCOD増加の一因と考えます。要監視項目は、ウランを除く全ての項目で指針値以下でした。なお、ウランは海水中の天然の濃度と同程度でした。

●地下水

概況調査を20井戸で実施した結果、全ての井戸で環境基準に適合していました。汚染井戸周辺調査を7井戸で実施した結果、1井戸で環境基準に適合していませんでした。過去に汚染が確認された井戸については、継続監視調査を実施しており、22井戸を調査した結果、四塩化炭素やふっ素などが延べ20井戸で環境基準に適合していませんでした。

なお、環境基準に適合していなかった井戸については、利用者に結果を通知するとともに飲用しないよう指導しています。

(2) 水循環の保全

●下水道の整備

本市の下水道普及率は平成17年度に99.8%に達し、平成23年度も99.8%となっています。現在、処理施設として、5浄化センターが稼働しており、全浄化センターで1日あたり約42万m³の汚水を処理しています。

●水質管理

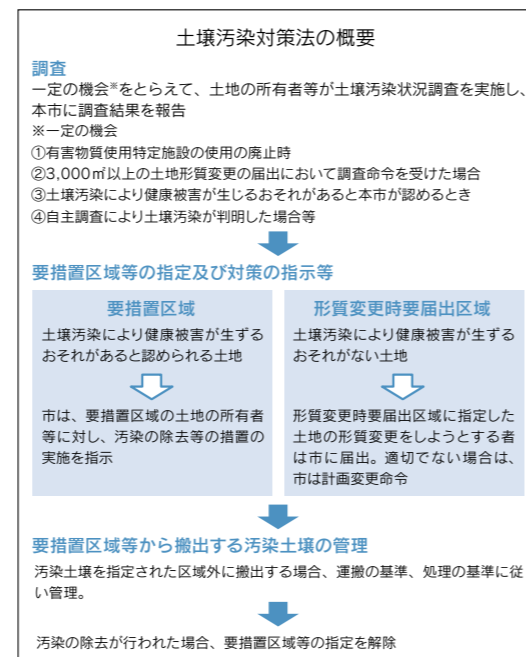
下水道の普及とともに、河川や海の水質は向上しており、浄化センターの役割は川や海の水質保全の上で非常に大きいものです。平成23年度の各浄化センターにおける水処理は良好で、放流水は全て法に基づく排水基準に適合していました。

5 土壌汚染対策

市街地等において工場・事業場等の跡地の再開発や廃棄物処分場跡地等での土壌汚染が判明する事例が増加したこともあり、平成15年2月に「土壌汚染対策法」が施行されました。平成22年4月には、改正法が施行され指定区域の細分化や、形質変更時の届出制度、汚染土壌処理業の許可制度が盛り込まれました。

●土壌汚染対策の状況

土壌汚染対策法は、土壌の汚染状況を把握するため、一定の機会をとらえて土地所有者が調査を行い、土壌汚染による人への健康被害のおそれがある場合は措置を講ずることを定めています。



6 騒音・振動対策

騒音・振動に関する公害問題は、近年の住宅過密化、生活様式の多様化に伴い、工場・事業場、建設作業及び自動車等からの騒音・振動だけでなく、深夜営業騒音及び法的規制のない低周波音や生活近隣騒音などが問題となっています。

(1) 自動車の騒音

市内主要道路沿線における自動車騒音の実態把握のため、基準値を超える騒音にばく露される住居等の戸数やその割合を把握する面的評価による騒音測定を行っています。平成23年度は、43区間(総延長約101km)について環境基準の適合状況を評価した結果、評価対象となる全住居戸数23,833戸のうち、23,013戸(96.6%)が昼夜ともに環境基準に適合していました。

◆平成23年度 主要道路自動車騒音環境基準適合状況

		昼間適合	夜間適合	昼夜ともに適合	昼夜ともに不適合	対象戸数		
		環境基準適合戸数	適合率	環境基準適合戸数	適合率		環境基準適合戸数	適合率
近接空間	環境基準適合戸数	9,029	96.9%	8,888	95.3%	8,751	93.9%	9,322
	適合率	96.9%	95.3%	93.9%	1.7%	156	1.7%	
非近接空間	環境基準適合戸数	14,356	98.9%	14,312	98.6%	14,262	98.3%	14,511
	適合率	98.9%	98.6%	98.3%	0.7%	105	0.7%	
評価範囲全体	環境基準適合戸数	23,385	98.1%	23,200	97.3%	23,013	96.6%	23,833
	適合率	98.1%	97.3%	96.6%	1.1%	261	1.1%	

(注) 環境基準：昼間(6~22時)70dB以下、夜間(22~6時)65dB以下
近接空間：道路端から0~20m(2車線以下は0~15m) 非近接空間：道路端から20~50m(2車線以下は15~50m)

(2) 新幹線鉄道の騒音・振動

騒音については、測定を実施した5地区19地点のうち10地点で環境基準に適合し、9地点で不適合、振動については指針値「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」を超える地点はありませんでした。

◆平成23年度 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

地区番号	地区名	場所	軌道構造	測定日	騒音(デシベル)						振動(デシベル)		列車速度(km/h)		
					環境基準		測定値				指針値	測定値			
					地域類型	基準値	12.5m	25m	50m	100m		200m		12.5m	25m
①	富野	小倉北区上富野一丁目	高架	H23.12.13	I	70	△72	65	59	-	-	70	45	40	104
②	日明	小倉北区平松町	高架	H23.11.28	II	75	71	69	63	-	-	70	49	49	128
③	小嶺	八幡西区小嶺三丁目	盛土	H23.11.2	I	70	△73	△72	70	65	-	70	59	53	270
④	茶屋の原	八幡西区茶屋の原四丁目	盛土	H23.11.4	I	70	△73	△72	△72	64	-	70	56	54	266
⑤	楠橋	八幡西区大字楠橋	盛土	H23.10.7	I	70	△73	△75	△74	70	62	70	59	57	278

△騒音の環境基準または振動の指針値に不適合

(3) 航空機の騒音

若松区及び八幡西区の12カ所の測定地点のうち、平成23年度に測定した7地点全てで環境基準に適合していました。調査結果を芦屋基地に通知するとともに、環境基準に適合している地点においても、周辺住民からの苦情が依然としてあることから、防衛省への第一種区域の拡大、環境省への評価方法の再検討を引き続き要望していきます。

◆平成23年度 芦屋基地航空機騒音測定結果

地点番号	測定地点	防衛施設周辺の区域指定	環境基準		測定値 [WECPNL]	ピークレベル平均 [dB]	一日平均騒音識別回数	評価期間	
			地域類型	基準値 [WECPNL]					
1	若松区高須西二丁目	民間住宅	I	70	66	75	48.9	H23.4.20~H23.6.28	
(2)	八幡西区三ツ頭二丁目	交通局向田営業所	II	75	62	75	39.9	H22.4.16~H22.6.24	
3	八幡西区浅川日の峯二丁目	浅川児童館	I	70	67	79	30.5	通年	
4	八幡西区三ツ頭一丁目	民間住宅	第一種	I	70	62	76	19.4	H23.4.11~H23.6.19
(5)	八幡西区浅川台三丁目	水洗公園	第一種	II	75	74	84	46.9	H22.11.8~H23.1.16
6	八幡西区日吉台一丁目	折尾西市民センター	II	75	65	79	18.9	H24.1.19~H24.3.28	
7	八幡西区自由ヶ丘	九州共立大学	I	70	67	78	37.9	H23.7.5~H23.9.12	
(8)	八幡西区日吉台一丁目	民間住宅	I	70	64	78	21.1	H22.9.9~H22.11.17	
9	八幡西区浅川学園二丁目	浅川中学校	II	75	66	79	28.5	H23.11.15~H24.1.23	
(10)	若松区高須東四丁目	高須小学校	I	70	67	77	47.6	H22.5.14~H22.7.22	
11	若松区青葉台西三丁目	青葉小学校	I	70	62	74	24.2	H23.7.29~H23.10.6	
(12)	若松区東二島五丁目	二島小学校	I	70	59	75	11.5	H22.7.30~H22.10.7	

・通年測定 1地点(地点番号3)
・短期測定 11地点(2グループに分けて隔年測定。地点番号のカッコ数字は、H23年度の測定を行っておらず、前年度の値を記載)

7 化学物質対策

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるとして、その環境汚染を防止するために平成12年1月15日からダイオキシン類対策特別措置法が施行されました。

平成23年度の大気、公共用水域（河川・海域・湖沼）、地下水、底質、土壌の調査では、すべての測定地点で環境基準に適合していました。また、市の一般廃棄物焼却工場3工場の排出ガス、ばいじんなどを対象に測定を実施し、工場・事業場の立入検査を実施しました。

(2) 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）

本市では、環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質）について、平成17年4月から、国の方針に沿った取り組みを推進しています。魚類等への影響が確認された物質（ノニルフェノール、4-tert-オクチルフェノール、ビスフェノールA）について、公共用水域における存在実態を把握するため、平成17年度より5カ年計画で環境調査を実施しました。平成23年度の調査結果は、ノニルフェノールが海域1地点、ビスフェノールAが海域2地点及び河川4地点で検出されました。

(3) PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）制度

PRTR制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、環境中への排出量や廃棄物としての移動量を、事業者自らが把握及びデータ報告を行い、国がその結果を集計・公表するものです。

平成14年度から法律に基づくPRTRの届出が行われており、北九州市における平成23年度の届出（平成22年度の排出量・移動量を報告）は247件で、環境への排出量が1,267トン（全国排出量の0.7%）、事業所外への移動量が3,251トン（全国移動量の1.6%）でした。

(4) PCB 処理事業

平成13年に「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の制定などが行われ、PCBの適正処理にかかる制度が整えられました。本市は、国からの要請を受け、PCB処理施設を整備し、平成16年12月より処理が開始されました。

平成23年度にPCB廃棄物処理施設の排出ガス、公共下水道排水及び雨水排水について、PCB・ダイオキシン類の測定を行った結果、すべての排出箇所が排出基準に適合していました。また、周辺の大気、水質（周辺海域）、底質及び土壌についても測定を行った結果、すべての測定地点で環境基準等に適合していました。

◆北九州 PCB 廃棄物処理事業の概要

事業主体	日本環境安全事業株式会社	
施設立地場所	北九州市若松区誓町1-62-24	
処理対象物	岡山県以西17県のPCB廃棄物	
	第1期施設 H16.12 操業開始 H21.6 処理能力増強	第2期施設 H21.7 操業開始
①処理対象物 ②処理方式 ③処理能力	①【トランス】 【コンデンサ】 ② 脱塩素化分解法 ③ 1.0t/日(PCB分解量)	①【コンデンサ】 ② 脱塩素化分解法 ③ 0.5t/日(PCB分解量)
今後の予定	H27.3 処理完了	H27.3 処理完了

8 悪臭対策

悪臭は臭気のある多種類の物質によって構成されていることが多く、工場・事業場から発生する臭いは、時には不快な臭いとなって周辺住民の生活環境を損なうものとなっています。また、住宅地の郊外への拡大や住工混在地域が多いことなどから多種多様な悪臭苦情が顕在化してきています。

本市の平成23年度の苦情件数は、平成22年度と比べて16件減少しており、悪臭の原因が店舗や家庭などの都市・生活型に分類される苦情は、悪臭苦情全体の42%を占めています。

本市では、悪臭防止法の施行を受け、市内全域を規制地域に指定するとともに、厳しい規制基準を設定して、悪臭発生工場・事業場における悪臭規制基準の適合状況を確認するため、立入検査や悪臭測定を実施する等、発生源に対する監視・指導を行っています。

◆悪臭に係る苦情件数の推移

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
苦情件数	155	183	192	165	195	123	124	88	80	64
行政指導件数	0	0	1	2	2	0	2	0	0	1

◆平成23年度 悪臭測定実施状況

発生源業種	工場・事業場数
廃棄物処理事業場	3
肥料・飼料工場	1
製缶工場	1
食料品製造工場	1
化学工場	1
化製場	1
計	8

9 環境科学研究所における検査・研究

(1) 事業の内容

●保健衛生部門

市内で流通している食品や学校給食の食材などの食品添加物や残留農薬、特定アレルギー物質などの検査や調査、貝毒やかび毒のような自然毒、家庭用品中の有害化学物質などの検査を行っています。野菜等の残留農薬については、250種類以上の農薬一斉分析法を確立するなどの成果がでています。

また、食中毒発生時の原因究明のための検査や感染症の流行状況を把握するための病原体検査などを行っています。中でも、新型インフルエンザ、エイズ、O157、感染性胃腸炎などの原因となる細菌やウイルスについては、遺伝子検査等の高度で正確な検査を行っています。

●環境科学部門

工場や自動車等から排出される有害大気汚染物質の環境調査や悪臭物質の検査、市民からの苦情や事故時の原因調査、光化学スモッグ発生原因に関する調査・研究、有害物質の環境調査などを行っています。このほか、法律で未規制の有害化学物質の汚染状況の把握や分析法の開発を行っています。

●国際貢献

（独）国際協力機構（JICA）や（財）北九州国際技術協力協会（KITA）に協力して、開発途上国などからの研修生に対し、大気、水質、保健衛生のモニタリング研修を行っています。

◆環境科学研究所の検査件数

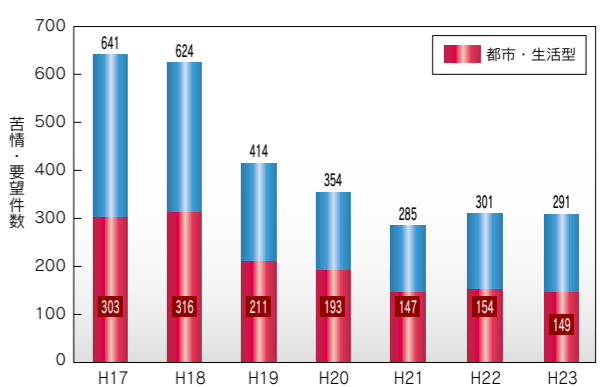
	調査研究	依頼検査	合計
平成20年度	1,150	4,243	5,393
平成21年度	1,223	4,374	5,597
平成22年度	861	3,754	4,615
平成23年度	516	4,112	4,628

10 公害に関する苦情・要望

平成23年度に申し立てられた公害に関する苦情・要望件数の総数は291件です。産業公害の沈静化とともに、住宅・商業地域などにおける市民生活に関連した冷暖房設備、生活排水などの苦情（都市・生活型の苦情）が多くなっており、149件で全体の51%を占めています。

市民からの苦情・要望の申し立てがあった場合、当事者への事情聴取や現地調査を行い、法律・条例違反がある場合に発生源に対して、施設や作業方法の改善などを指導しています。

◆都市・生活型苦情・要望件数の経年変化



11 公害健康被害の補償と予防

(1) 背景

昭和46年11月「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による地域指定の要請

昭和48年2月 洞海湾周辺の若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区及び小倉北区の各一部48k㎡が地域指定となり医療費等の給付が開始

昭和48年10月「北九州市特定呼吸器疾病患者の救済措置要綱」を制定

昭和49年8月 法の指定地域に隣接する5.9km²を救済措置要綱の指定地域として市独自に設定

昭和49年9月「公害健康被害補償法」が施行、施行にあわせて市の救済措置要綱の全面改訂、補償法と同内容の補償給付及び公害保健福祉事業の開始

昭和62年9月 補償法が「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正

昭和63年3月 第一種指定地域の指定解除、市の補償要綱に基づく指定地域を解除

(2) これまでの取組など

- ・被認定患者への補償給付と公害保健福祉事業（転地療養事業、リハビリテーション事業、家庭療養指導事業など）を実施
- ・対象地域住民を対象とした健康被害予防事業（健康相談事業、サマーキャンプ、水泳教室など）を実施



年齢別疾病別被認定者数（法）

（平成 24 年 3 月末現在）

年齢別 （歳）	総 数			構成比	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～14	0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15～39	190	145	335	36.73	0	0	0	190	145	335	0	0	0	0	0	0
40～59	126	109	235	25.77	0	0	0	126	109	235	0	0	0	0	0	0
60～64	23	33	56	6.14	0	0	0	23	33	56	0	0	0	0	0	0
65～	99	187	286	31.36	5	19	24	94	168	262	0	0	0	0	0	0
計	438	474	912	100.00	5	19	24	433	455	888	0	0	0	0	0	0

年齢別疾病別被認定者数（要綱）

（平成 24 年 3 月末現在）

年齢別 （歳）	総 数			構成比	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～14	0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15～39	26	18	44	57.89	0	0	0	26	18	44	0	0	0	0	0	0
40～59	8	2	10	13.16	0	0	0	8	2	10	0	0	0	0	0	0
60～64	0	2	2	2.63	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0
65～	10	10	20	26.32	0	0	0	10	10	20	0	0	0	0	0	0
計	44	32	76	100.00	0	0	0	44	32	76	0	0	0	0	0	0

被認定者異動状況（法）

項 目	年 度															
	S48～50	S51～53	S54～56	S57～59	S60～62	S63～H2	H3～5	H6～8	H9～11	H12～14	H15～17	H18～20	H21	H22	H23	
被認定者数	1,132	1,715	2,187	2,625	3,171	3,289	3,296	3,296	3,296	3,298	3,298	3,298	3,298	3,298	3,299	
失効者数	治癒等	4	147	305	512	667	849	1,013	1,120	1,183	1,286	1,312	1,322	1,328	1,332	
	他都市転出	2	4	7	13	20	26	31	33	33	34	38	38	38	38	
	死亡	36	111	194	279	376	482	574	656	749	822	889	951	974	991	
	計	42	262	506	804	1,063	1,357	1,618	1,809	1,965	2,142	2,239	2,311	2,340	2,361	
増減数	1,090	363	224	298	259	294	261	191	156	177	97	72	29	21		
被認定者数実数	1,090	1,453	1,681	1,821	2,108	1,932	1,678	1,487	1,331	1,156	1,059	987	958	937		

注：各年度とも、当該年度間及び年度における異動状況（3月31日現在） ※上段は累計

被認定者異動状況（要綱）

項 目	年 度															
	S48～50	S51～53	S54～56	S57～59	S60～62	S63～H2	H3～5	H6～8	H9～11	H12～14	H15～17	H18～20	H21	H22	H23	
被認定者数	135	211	270	354	433	456	456	456	456	456	456	456	456	456		
失効者数	治癒等	2	54	68	87	111	136	166	182	197	207	214	218	221		
	法移行	8	20	34	49	87	87	87	87	87	87	87	87	87		
	死亡	3	8	11	17	26	37	43	49	57	59	65	67	69		
	計	13	82	113	153	224	260	296	318	341	353	366	372	377		
増減数	122	7	28	44	8	13	13	13	13	13	13	13	13			
被認定者数実数	122	129	157	201	209	196	160	138	115	103	90	84	79			

注：各年度とも、当該年度間及び年度における異動状況（3月31日現在） ※上段は累計

第3節 まちの魅力や価値を高める取組の推進

1 市民との協働による景観づくり

本市では、これからの景観施策のあり方を示す「北九州市景観づくりマスタープラン」を作成して、地域景観資源の発見・活用や地域主体の景観形成の取組に対し、積極的に支援すると共に、景観意識の向上や担い手育成に取り組み、市民の主体的な景観づくりを推進します。

景観は、人と自然の営みから形づくられたものであり、北九州の歴史や文化、経済活動など、まちの姿そのものを表しています。したがって、景観づくりは、まちづくりの根幹となる大切な取組であり、良好な景観づくりを進めていくためには、市民・事業者・行政が協働で取り組んでいくことが必要です。



門司赤煉瓦ブレイス：門司駅北側地区

2 歴史的建造物の保存と活用

門司港レトロ地区や木屋瀬の宿場町などの歴史的な街並みや、西日本工業倶楽部（旧松本家住宅）や旧古河鉱業若松ビルなどの歴史的建造物は、私たちのふるさと意識を育み、まちの風格を高めるための大きな役割を果たし、魅力ある街づくりの基盤となります。そこで、文化財の保存や観光拠点の整備などの取組と連携し、歴史的な街並みや建造物の適切な保全とこれらを活かした魅力的なまちづくりを進めます。

八幡西区木屋瀬地区においては、建造物等の修理・修景の一部を助成し、歴史的な街並みの保全を進めています。



八幡西区木屋瀬地区

3 モラル・マナーアップの推進

本市では、「ごみのポイ捨て」や「飼い犬のふんの放置」などの迷惑行為の防止に向けて、迷惑行為防止のための基本的な事項を新たに定めるとともに、「路上喫煙」「落書き」「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」の4つの迷惑行為に罰則を適用するモラル・マナーアップ関連条例を平成20年4月1日に施行しました。

「小倉都心地区」及び「黒崎副都心地区」を「迷惑行為防止重点地区」に指定し、4つの迷惑行為に対し罰則（過料1,000円）を適用しました。また、「門司港レトロ地区」、「若松南海岸地区」、「下曽根駅南側大通り地区」、「八幡駅前地区」、「戸畑駅前浅生地区」を「迷惑行為防止活動推進地区」に指定し、地域団体による迷惑行為の防止に向けた自主的な活動を支援しています。

迷惑行為の防止に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくためモラル・マナーアップ関連条例に基づき、平成23年2月に「北九州市迷惑行為防止基本計画」を策定しました。

